

3 刑事施設・保護観察所等

| | |
|---------------------|----|
| (13) 矯正管区..... | 87 |
| (14) 刑事施設..... | 88 |
| (15) 少年鑑別所..... | 88 |
| (16) 少年院..... | 89 |
| (17) 地方更生保護委員会..... | 90 |
| (18) 保護観察所..... | 91 |

(13) 矯正管区

法務省矯正局の地方支分部局として全国8箇所を設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適正な管理運営を図るための指導監督を行っています。

| 被害者等通知制度 | |
|-----------------|--|
| | 少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明などを行っています。 【対象要件等】 ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 |
| 加害者との外部交通に関する相談 | |
| | 犯罪被害者等からの、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。 |

■ 広島矯正管区

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館

電話 082-223-8161

(参考)法務省ホームページ (全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧)

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-01.html

(14) 刑事施設

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

犯罪被害者等からの、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

■ **広島刑務所**

〒730-8651 広島市中区吉島町 13-114 電話 082-241-8601

(参考)法務省ホームページ (全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧)

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html

(15) 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと、を業務とする法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

■ **広島少年鑑別所**

〒730-0823 広島市中区吉島西 3-15-8

電話 082-244-3388 FAX 082-504-4063

(参考)法務省ホームページ (全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧)

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-05.html

(16) 少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、特性に応じた適切な矯正教育及び健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

【申出先】

少年鑑別所

※ 申出先は少年院ではなく、少年鑑別所になります。

（少年鑑別所（P88 参照））

■ 広島少年院

〒739-0151 東広島市八本松町原 11174-31 電話 082-429-0821

■ 貴船原少女苑

〒739-0151 東広島市八本松町原 6088 電話 082-429-3001

（参考）法務省ホームページ（全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧）

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html

(17) 地方更生保護委員会

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8箇所を設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

| 意見等聴取制度 | |
|----------|--|
| | <p>刑務所等からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者が仮釈放等審理中であること ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所</p> |
| 被害者等通知制度 | |
| | <p>刑務所、少年院等に収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ア 刑務所等に収容され、仮釈放審理を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の親族又はそれに準ずる者 (親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。) ③ ①又は②の弁護士である代理人 <p>イ 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者等） ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ④ ①、②又は③から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アについては、事件を取り扱った検察庁（P83の一覧を参照） ○ イについては、少年鑑別所（P88参照） |
| お問い合わせ | |
| | <p>【窓口】</p> <p>中国地方更生保護委員会 被害者専用電話 082-224-0920 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00</p> |

■ **中国地方更生保護委員会**

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 4階

電話 082-224-0920 FAX 082-502-0095

ホームページ https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_chugoku_chugoku.html

(18) 保護観察所

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 箇所を設置され、保護観察や精神保健観察等を行う法務省所管の機関です。

保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などを行うとともに、犯罪被害者等の心情等を伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

| 心情等伝達制度 | |
|----------|---|
| | <p>被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者が保護観察中であること ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所</p> |
| 被害者等通知制度 | |
| | <p>犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況等に関する事項について、通知を行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ア 加害者が刑事処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の親族又はそれに準ずる者（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。） ③ ①又は②の弁護士である代理人 <p>イ 加害者が保護処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者等） ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ④ ①、②又は③から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アについては、事件を取り扱った検察庁（P83 の一覧を参照） ○ イのうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所（P88 参照）、保護観察処分の場合は保護観察所 |
| 相談・支援 | |
| | <p>犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明やその利用の支援、関係機関の紹介等を行います。</p> <p>【窓 口】</p> <p>広島保護観察所 被害者専用電話 082-221-4489</p> <p>受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00</p> |

■ 広島保護観察所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 3階

電話 082-221-4495 FAX 082-502-0201

ホームページ http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_hiroshima_hiroshima.html